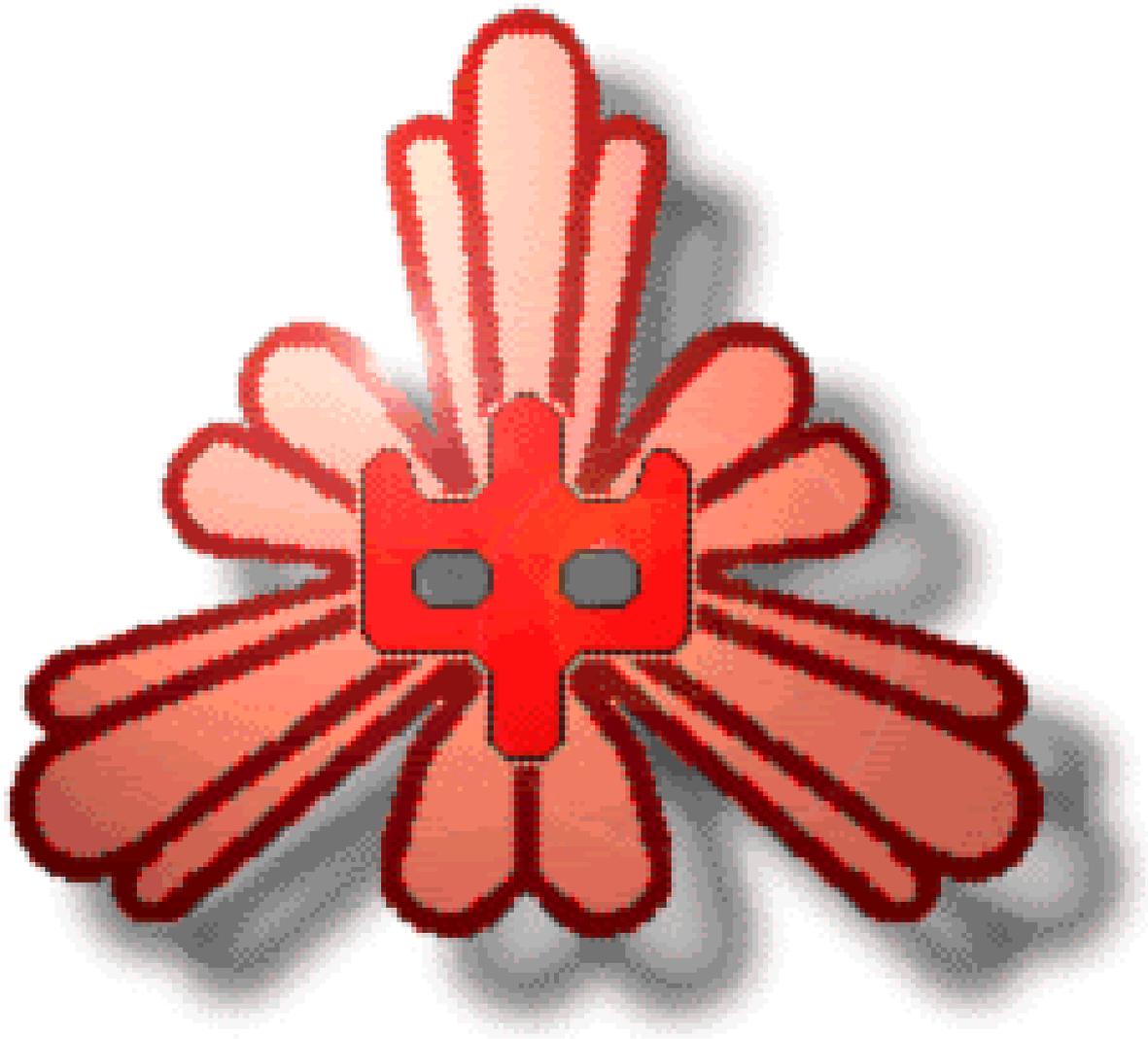


# いじめ防止基本方針



御所市立葛上中学校

### 〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、生徒に対して、該当生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の関係にある他の生徒から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法第2条]

上記の趣旨の基、本校では全ての職員が「いじめは、どの子どもにも、どの場面においても起こりうるものであり、また、いじめは人間として許されない人権侵害である。」という基本認識に立ち、全校の生徒が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、いじめ防止基本方針を策定した。

## 1 いじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該生徒が一定の人間関係にある他の生徒から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」である。そして、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

## 2 安心できる学校

「いじめは許されない行為である」「いじめを傍観する行為もいじめ行為と同じである」という意識を子どもと全教職員が共有することが大切である。そして、子どもがいじめ問題を自分のこととして捉え、お互いの「ちがいを認め合い、誰に対しても「いいことはいい」「悪いことは悪い」と言い合える子どもを育成する。

## 3 いじめの未然防止に向けた手立て

### (1) 学級経営の充実

班活動を軸とした集団づくりを通し、全ての子どもが安心して学校生活を送ることができる人間関係づくりを進めていく。子どもがもつ個性は一人一人異なる。自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を高め合える学級、お互いの「ちがいを認め合い「多数が正しい」ではなく、お互いの意見を尊重し合いながらより良い方向に進める学級集団づくりに取り組む。当事者でなくても学級で起こっている事は「自らの課題」と受けとめ、子どもが主体的に課題解決に向けて共に考え、話し合い、行動できる学級経営を進めていく。

### (2) 授業中における指導の充実

教職員が一方向的に教える授業ではなく、協同的・探究的・活動的な授業づくりを進めることにより、子どもの「学び」を保障するとともに、共に学び合うことで子ども同士のつながりが深まる授業づくりを進めていく。また、子どもが課題に対して「できた」と達成感や充実感を得られる授業づくりを通して子どもの自己有用感を高められるように工夫をする。

### (3) 道徳授業の充実

多様な題材・教材を取り上げ、子どもが自分のこととして捉え、考える道徳授業を通し、「ちがいを認め合い自他を尊重する授業づくりを進めていく。

#### (4) 人権教育の充実

「いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもに理解させ、生命尊重の精神や人権を守る態度の育成など、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育む態度を育てていく。

#### (5) 学校行事の工夫

学校行事を通して子どもが主体的に取り組むことで達成感や自己有用感を得られるようにする。また、子ども同士をつなぐために、教職員も共に参画し創り上げる。

### 4 いじめの早期発見・早期解決に向けて

#### (1) いじめを発見する手立て

##### ① アンケート調査の実施と分析

ア いじめアンケート・生活アンケート（添付資料）の調査を学校全体で計画的に取り組む。

イ アンケート等の集計や分析には、担任を中心に複数の教員で当たり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

##### ② 教育相談を通じた実態把握

ア 二者懇談等の定期的な生活面談や進路面談を実施する。

イ 生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。

#### (2) 全教職員の一致団結した問題の解決

① いじめ問題を発見したときには、発見した教員だけで抱え込むことなく、すぐに学年代表、生徒指導部長や管理職に報告する。学校長はいじめ対策委員会を招集し、対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

② 事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え解決にあたる。

③ 傍観者の立場にいる子どもにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④ 学校内だけでなく、必要に応じ、教育委員会の生徒指導支援室やスクールカウンセラー等と連携して事案の解決にあたる。

⑤ いじめられている子どもの心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教員と連携を取りながら事案の解決にあたる。

⑥ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて事案問題に生かす。

### 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 「いじめ問題対策委員会」

いじめに関する措置を実効的に行うため、「管理職・生徒指導部・教務部・人権教育部・養護教諭・当該学年担当教員・学校長が必要と認めた者」によるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を招集する。委員会の中でいじめ事象と判断した場合、教育委員会への報告といじめ事象としての学校での取り組みを保護者と相談しながら実施する。

#### (2) 「職員会議」

全教職員で課題を共有するための情報交換、及び対応についての話し合いを行う。

## 6 教育委員会や関係諸機関等との連携

### (1) 教育委員会との連携

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

### (2) 関係諸機関との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、関係諸機関と連携して対応する。

2014年2月1日 策定

2021年9月29日 改訂

御所市立葛上中学校

〒639-2325

奈良県御所市大字佐田1-1

☎0745-66-0946